

【事案Ⅵ－２】自動車共済金請求

・2020年2月12日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、2014年10月、自動車運転中の自損事故によって負傷、「脳脊髄液漏出症」との診断により治療を実施したことによる損害の共済金の支払を求めたが、被申立人は、当初は2015年2月のMRI所見に基づき治療費支払の終了を打診し、その後は、本件事故と「脳脊髄液漏出症」との因果関係を認めずに治療費の支払を否定したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は自動車共済の人身傷害保障条項に基づき、損害共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

医療機関にて実施したCTミエログラフィーの漏出所見について、主治医以外の専門医を含めた研究班による診療ガイドラインをふまえた検討の結果、脳脊髄液の漏出確実所見が認められたこと。また、申立人の自家血硬膜外注入治療に健康保険が適応されていること。（脳脊髄液漏出症の画像診断において確実または確定診断されたことを裏付けている。）

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

医療機関のカルテからは、申立人に起立性頭痛（＝脳脊髄液漏出症の健保適応要件）の症状は見受けられない。また2016年4月に撮影されたCTミエロ画像により脳脊髄液漏出症と診断しているが、同日施行されたRI脳槽シンチにおいては髄液漏出所見が認められず、髄液圧の検査結果も17cmH₂Oと正常値である。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第16条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。